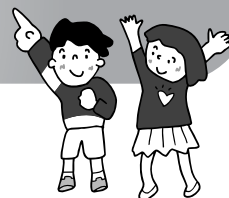




乳幼児の岩美町特別医療費助成事業の 助成対象年齢を拡充しました！



【対象者】

平成20年度は小学校就学前までのお子さんが対象でしたが、平成21年度より義務教育修了（15歳になる学年の末日）まで拡充します。

【助成内容】

- 通院 医療機関ごとに一部負担金530円／日を引いた額を助成。（負担の上限は530円×4日／月。5日目以降は無料）
院外薬局は全額助成。
- 入院 医療機関ごとに一部負担金1,200円／月を引いた額を助成。（町民税非課税世帯の負担の上限は18,000円／月）
社会保険各法で高額療養費または附加給付の支給を受けたときは、そちらを控除して助成させていただきます。
（高額療養費または附加給付額の分かるものをお持ちください。）

【申請に必要なもの】

岩美町独自の助成ですので、今回の拡充によって対象となられた方は（小学校1年生～中学校3年生）住民生活課への申請が必要となります。

1. 岩美町内の医療機関の場合…受診前にお越しください。

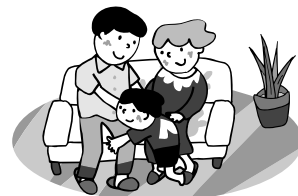
- お子さんの保険証 ●認め印

資格証（オレンジ色）をお渡しします。岩美町内の医療機関で受診時は、この資格証・保険証の提示で助成が受けられます。

2. 岩美町外の医療機関の場合…受診後にお越しください。

- お子さんの保険証 ●認め印
- 保険点数の分かる領収書（1ヶ月分程度まとめたもの）
- 振込口座の分かるもの（ゆうちょ銀行以外）

（公金振込口座登録申請をすでにされている場合は必要ありません。）



【その他】

特別医療費受給資格証（青色）をお持ちの方は従来どおり、医療機関に資格証・保険証を提示して助成を受けてください。

申請書の提出・問い合わせ先

住民生活課

☎73 - 1415



チャイルドシート購入費の助成制度を拡充



6歳未満の乳幼児のチャイルドシート着用が義務づけられています。
岩美町では、チャイルドシートを購入した方に購入費の一部を助成していますが、

平成21年度から要件を次のように拡充します！

助成対象

- ・岩美町に住所があり、6歳未満の乳幼児のいる世帯（1人目から補助対象）
- ・チャイルドシート・ジュニアシートの購入費

助成金額

- ・購入金額の1/2（上限5千円）

貸出も行っています。詳しくは子育て支援センター（☎72 - 2922）へお問い合わせください。

問い合わせ先

総務課

☎73 - 1411